

議員提出議案第6号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月18日 提出

守谷市議会
議長 寺田 文彦 様

提出者 守谷市議会議員 山本 広行

賛成者 守谷市議会議員 堤 茂信

賛成者 守谷市議会議員 菊地 詩子

令和 年 月 日 原案 決

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40歳代と50歳代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80歳代の親が50歳代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

- 一、 ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 二、 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること。

- 三、 「こども・若者育成支援推進法」、「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- 四、 当面、厚生労働省の「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出する。

令和 年 月 日

茨城県守谷市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、
共生・共助担当大臣、財務大臣

提案理由（議員提出議案 6 号）

提案の理由を申し上げます。

現在、ひきこもり状態にある方への支援は、自治体ごとに大きな差があり、十分とは言えません。当事者や家族にとっても、どこに相談すればよいのか分かりにくく、支援体制の“入口”が整っていない状況です。さらに、いわゆる「8050 問題」をはじめ、ひきこもりの長期化・高齢化は深刻化しており、自治体だけでは対応に限界があります。そのため、早期支援・長期支援を国の責務として明確にし、安定した財源を確保するとともに、自治体の支援現場（保健師・相談員・支援機関）への負担軽減と継続可能な支援体制を構築する必要があります。

以上の観点から、全国共通の基準を定める「ひきこもり支援基本法」の制定を国に求める意見書を提出するものです。

よろしくご審議の上、ご決議のほどお願いいたします。